様式第２号（第３条関係）

保有個人情報開示請求書

年　　月　　日

いなべ市長　様

請求者（〒　　　－　　　　）

住所又は居所

電話番号

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第１項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

１　開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

|  |
| --- |
|  |

２　開示の実施方法

|  |
| --- |
| 閲　覧　・　写しの交付 |

３　参考事項　開示文書の特定に当たり参考となる事項を記入してください（本欄の記載は、任意です。）

|  |
| --- |
|  |

４　本人確認等

|  |
| --- |
| (1)　開示請求者　　　　□本人　　　□法定代理人　　　□任意代理人 |
| (2)　請求者本人確認書類　□運転免許証　　□健康保険被保険者証　□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のある者）　□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書　□その他（　　　　　　　　　　　　）　※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。 |
| (3)　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合に記載してください。）　ア　本人の状況　□未成年（　　　年　　月　　日生）　　□成年被後見人□任意代理人委任者　イ　本人の　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ウ　本人の住所又は居所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| (4)　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。　　請求資格確認書類　　□戸籍謄本　　□登記事項証明書　　　　　　　　　　　　□その他（　　　　　　） |
| (5)　任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。　　請求資格確認書類　　□委任状　□その他（　　　　　　） |

説明

１　「住所」、「氏名」

　　本人の住所又は居所及び氏名を記載してください。ここに記載された住所又は居所及び氏名により開示決定通知等を行うことになります。正確に記載してください。また、請求内容の確認の連絡を行う際に必要になりますので、日中に連絡の取れる電話番号を記載してください。

　　法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の住所又は居所、氏名及び電話番号を記載してください。

２　「開示を請求する保有個人情報」

　　開示を請求する保有個人情報が記載されている行政文書等、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

３　「求める開示の実施方法等」

　　開示を受ける場合の開示の実施方法（閲覧又は写しの交付）について、希望するものに丸をしてください。

４　本人確認書類等

　(1)　来所による開示請求の場合

　　　来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第22条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所、氏名が記載されている書類を提示してください。

　　　（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされます。

　(2)　送付による開示請求の場合

　　　保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類の複写物に併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に発行されたものに限る。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

　　　なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

　　　また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

　(3)　代理人による開示請求の場合

　　ア　「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

　　イ　法定代理人が開示請求をする場合　戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日発行に作成されたものに限る。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

　　ウ　任意代理人が開示請求をする場合　委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に発行されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。